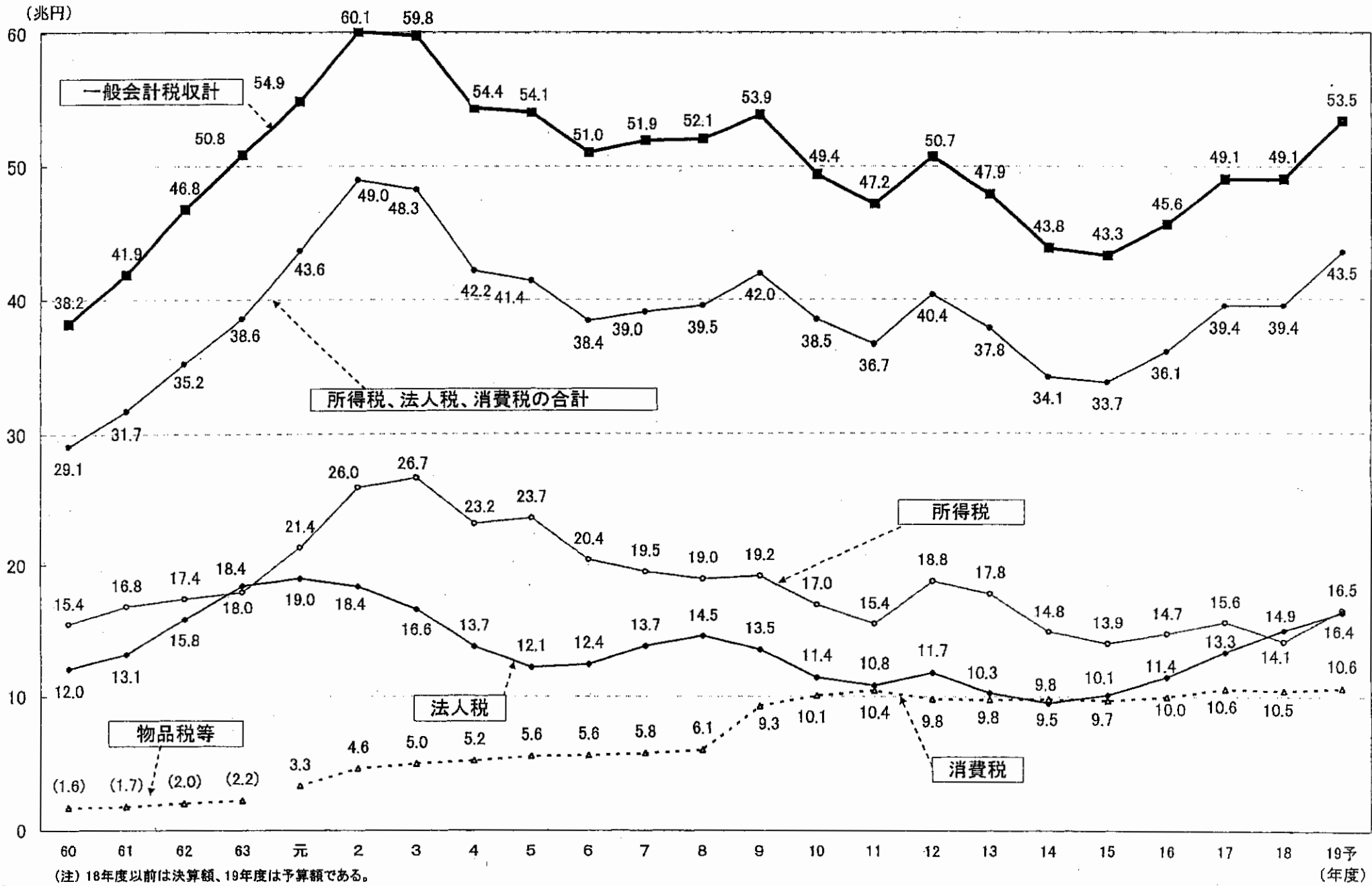
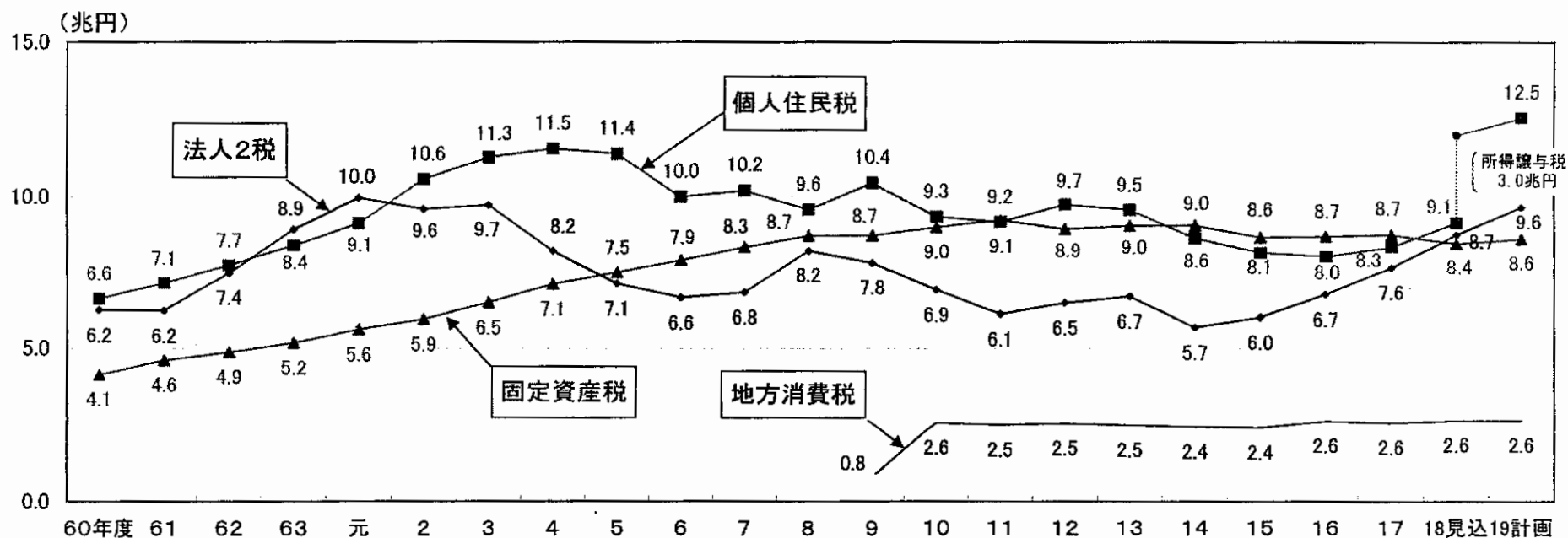
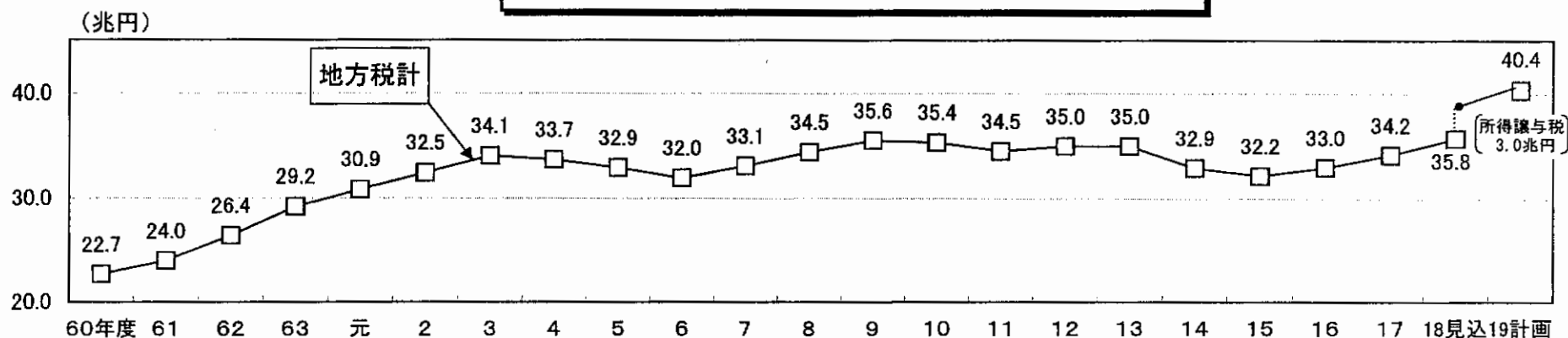


一般会計税収の推移



地方税収入の推移（地方財政計画額ベース）



(備考) 1 平成17年度までは決算額(超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース)、18年度は決算見込額、19年度は地方財政計画額である。

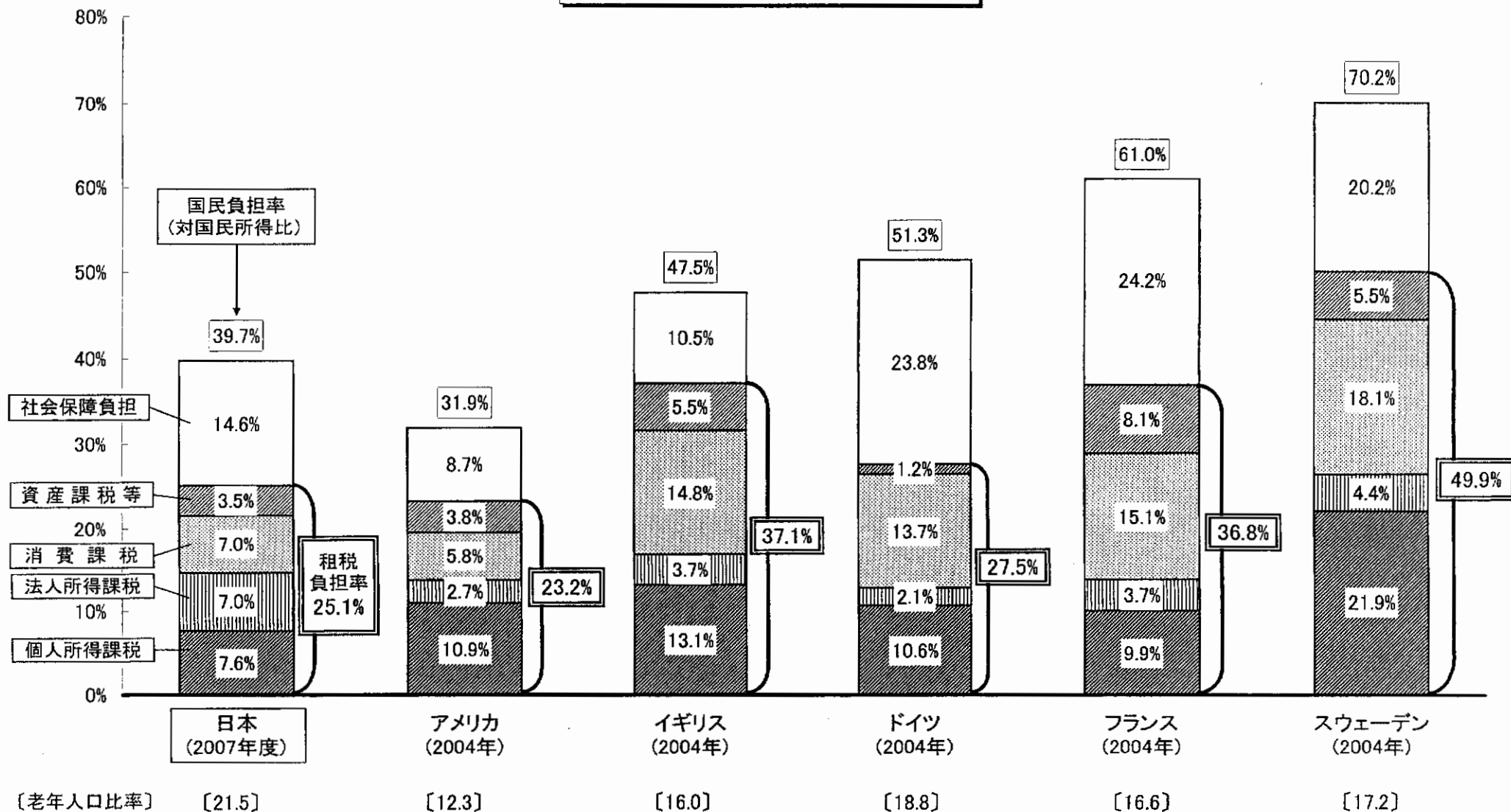
2 18度決算見込額は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。

3 「個人住民税」は道府県民税(均等割、所得割)、市町村民税(均等割、所得割)、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計である。

4 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)、市町村民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。

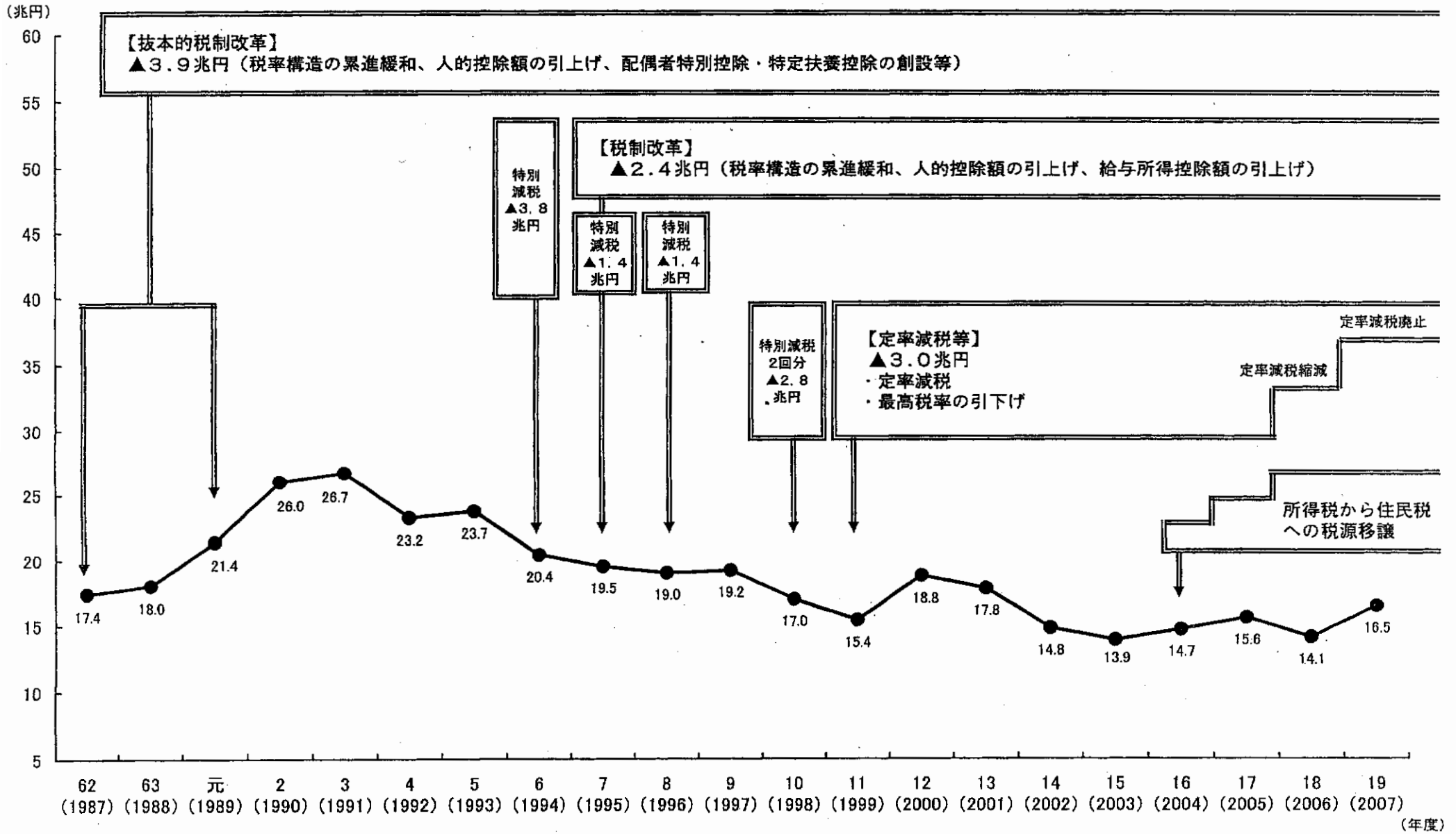
5 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

国民負担率の内訳の国際比較



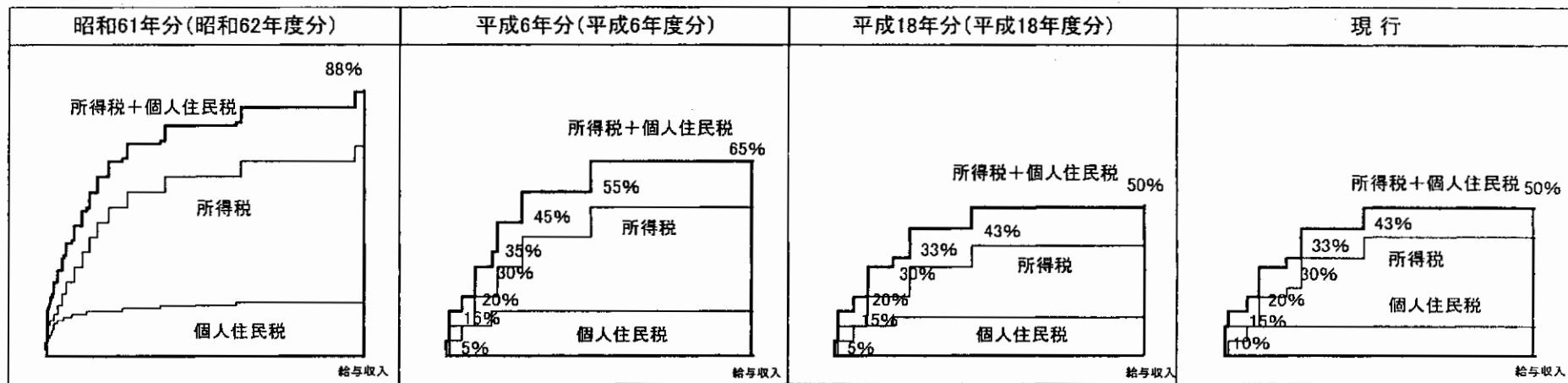
(注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

所得税収の推移（一般会計分）

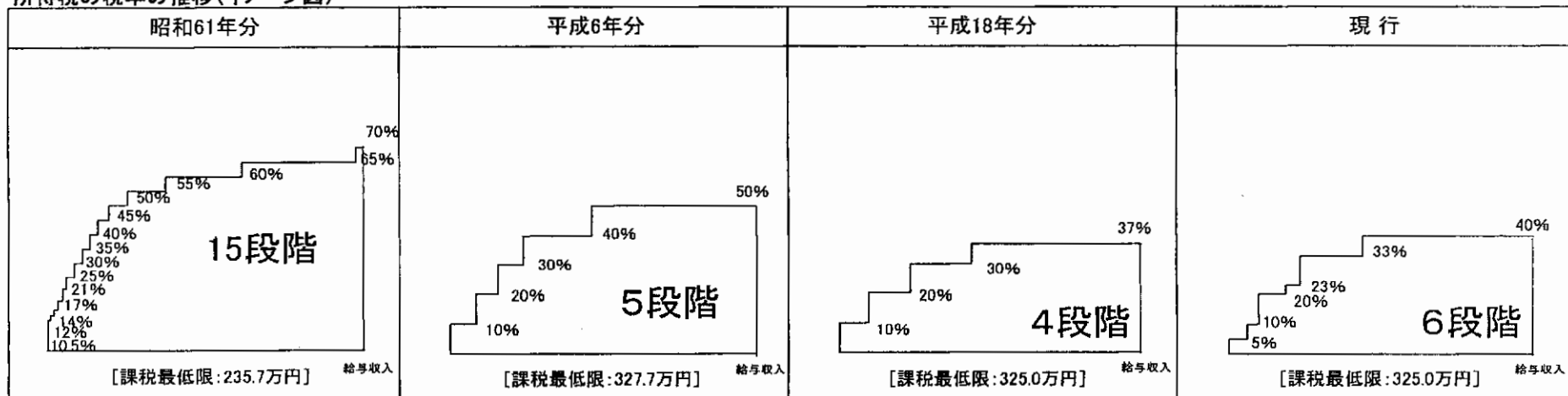


（注）所得税収は、18年度までは決算額、19年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

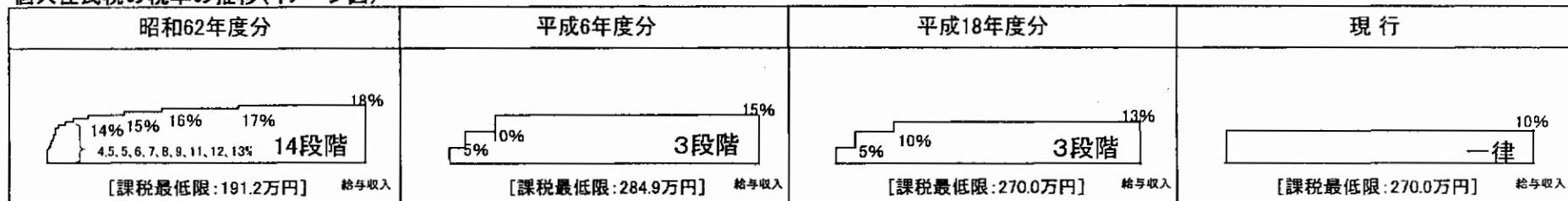
個人所得課税の税率等の推移(イメージ図)



所得税の税率の推移(イメージ図)



個人住民税の税率の推移(イメージ図)



(注) 1. 上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の数値である。

2. 平成6年(度)分の課税最低限は特別減税前の数値である。

個人所得課税の税率構造の国際比較(イメージ)

(2007年1月現在)

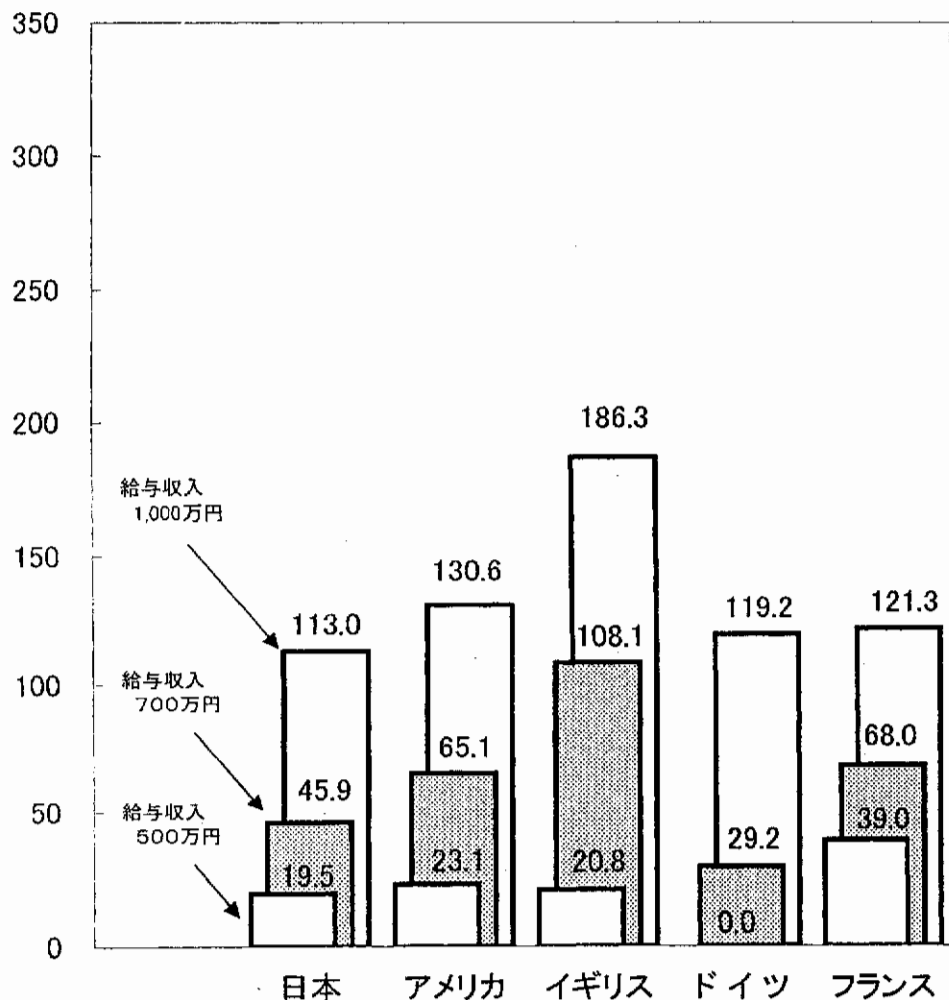
日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>(所得税+個人住民税)</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)個人住民税(一律10%)。</p>	<p>(所得税+地方個人所得課税 (ニューヨーク市))</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)ニューヨーク市の場合 州税率 4~6.85% 5段階 市税率 2.55~3.20% 4段階</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)地方税はない。</p>	<p>(所得税+連帯付加税)</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)連帯付加税は所得税に加えて課される連邦税(所得税額の5.5%)である。</p>	<p>(所得税+社会保障関連諸税)</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課せられる。</p>
<p>(所得税)</p> <p>6段階</p> <p>→ (給与収入)</p>	<p>(所得税)</p> <p>6段階</p> <p>→ (給与収入)</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)地方税はない。</p>	<p>(所得税)</p> <p>方程式</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。</p>	<p>(所得税)</p> <p>4段階</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)地方税はない。</p>

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

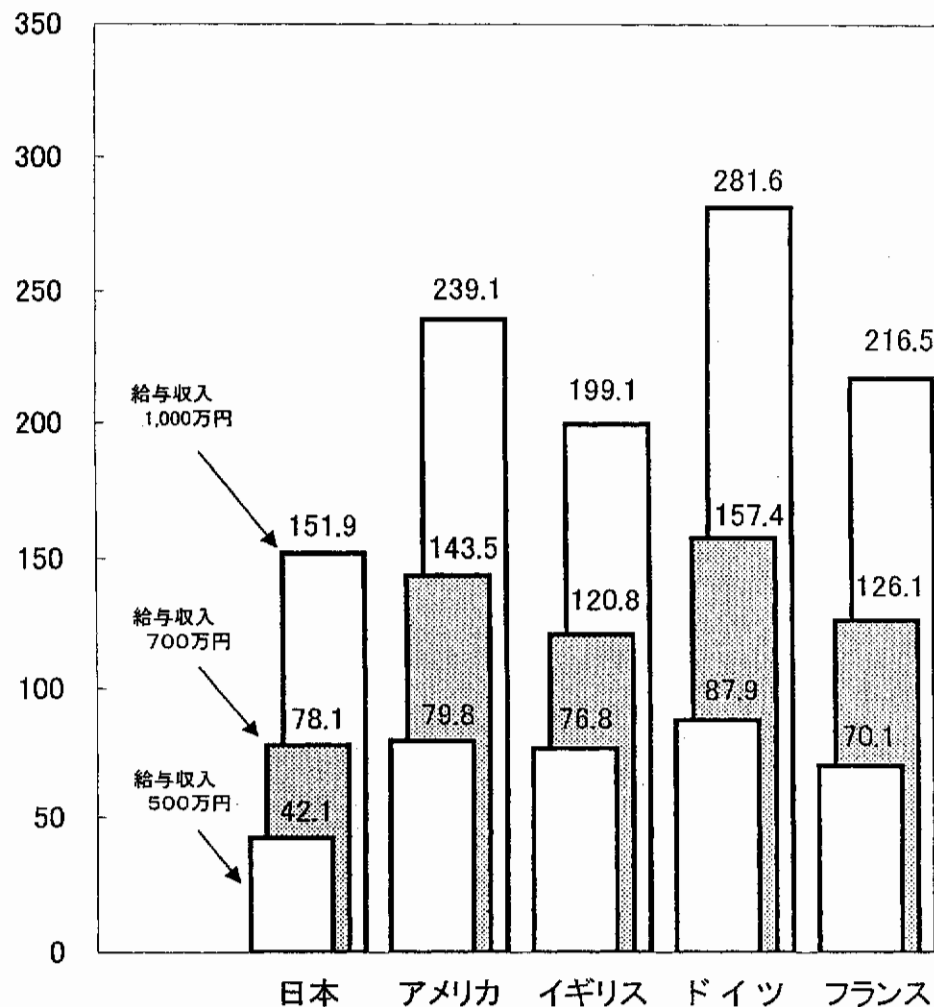
(2007年7月現在)

(単位:万円)

【夫婦子2人の場合】



【単身の場合】

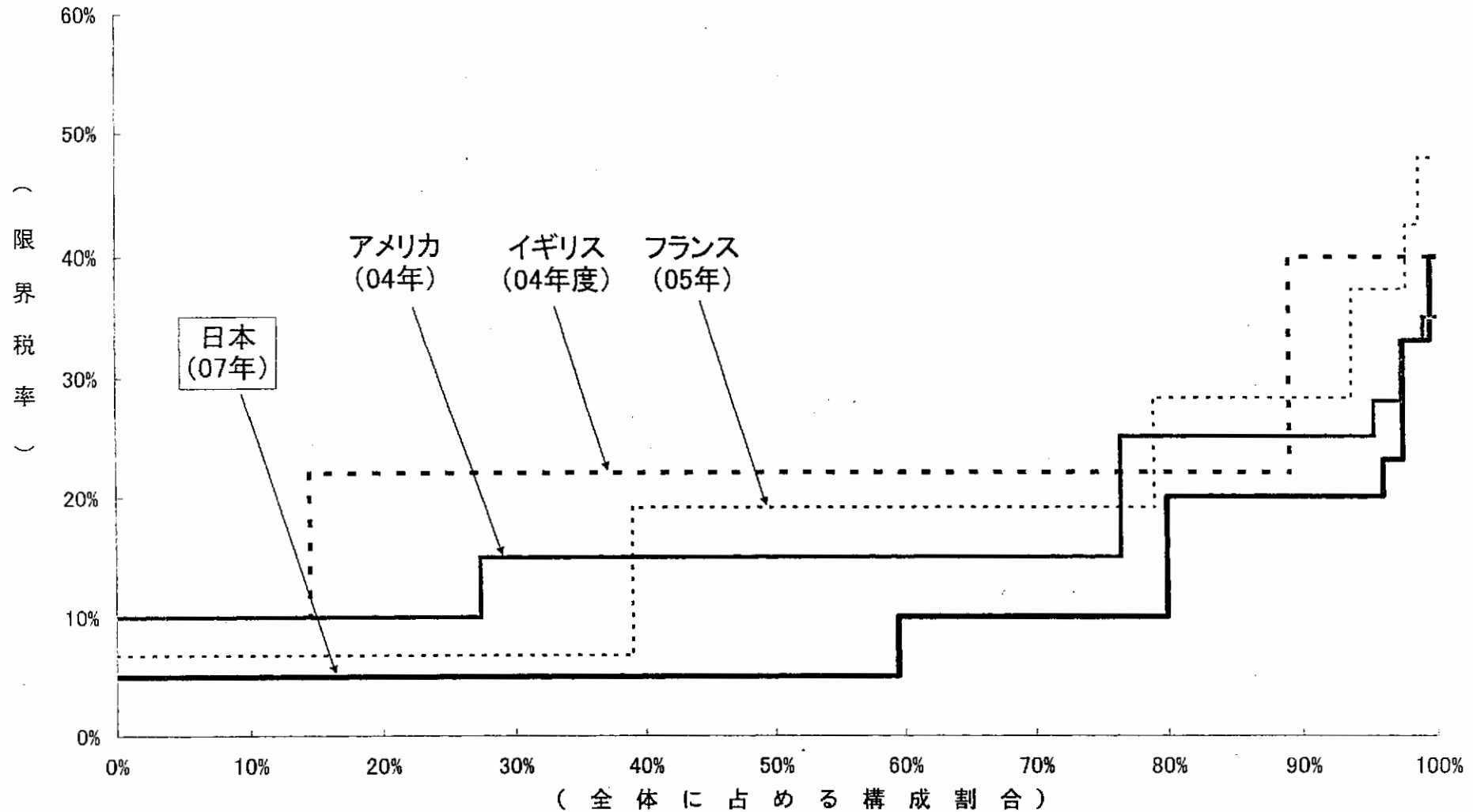


- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは全ての子を1歳以上としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2007年7月現在)



- (注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置

		考え方	現行制度	留意点
税制	所得控除	扶養者の担税力の減殺への配慮	扶養控除 ・子供1人につき38万円控除 (16歳以上23歳未満の子供は63万円控除)	・所得の多寡によって負担軽減額は異なる (高所得者ほど負担軽減額は大きい)
	手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 6万円/年 ・第3子以上 12万円/年 (小学校修了まで支給、所得制限あり) (注)平成19年度より、0~3歳未満の児童に係る児童手当の額は、一律年12万円	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定 ・税額の多寡による影響は受けない

(参考)

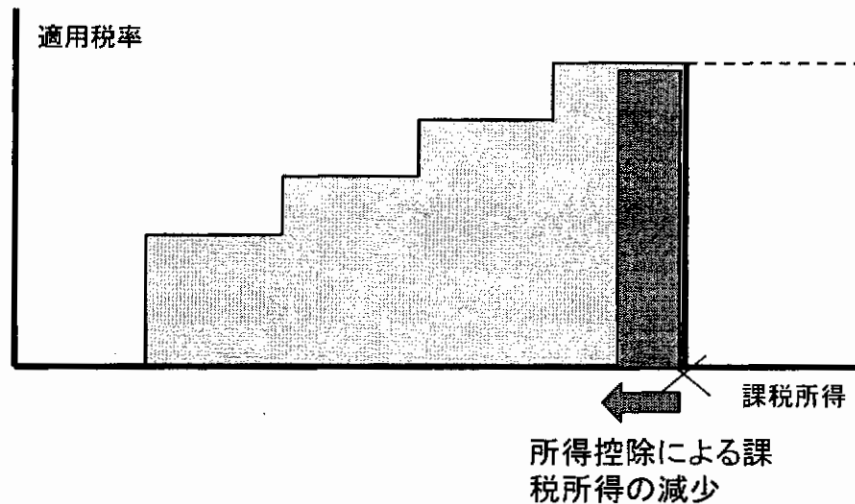
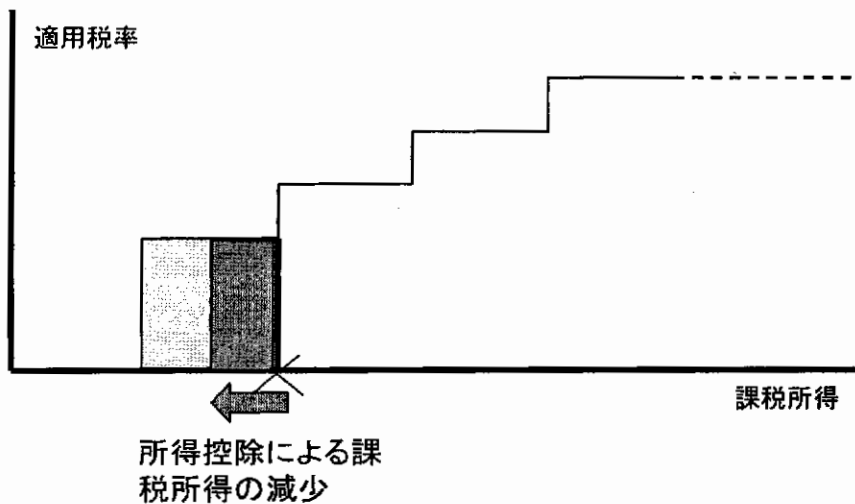
税制	税額控除	子育て世帯への財政支援	-	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定(手当と同じ) ・税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減額は減少する (非納税者には負担軽減が及ばない)
----	------	-------------	---	--

所得控除・税額控除の効果（イメージ）

低所得者

高所得者

所得控除



税額控除

